

# 特許法上の「発明」概念における 「自然法則」の意義について



辻本法律特許事務所  
弁護士 辻本 良知

## 第1 はじめに

特許法29条1項は、特許を受けることができる対象として「産業上利用することができる発明」と規定しており、発明の意味に関して、同法2条1項において「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義している。

このように、特許法は、特許の対象となる「発明」につき、「自然法則」の利用を要件としていることから、自然法則を含まない法則等は「発明」に該当しないとされている。つまり、例えば、スポーツやゲームのルールのような人為的な取り決め、数学上あるいは経済学上の法則のような学問上の法則、商品の販売方法や音楽の旋律のような精神活動等は、自然法則とは異なるものとして「発明」に該当しない<sup>1</sup>とされている。

また、特許法は、自然法則の「利用」をもって「発明」の要素としていることから、自然法則を含むものであっても「利用」の要素に欠けるならば、「発明」には該当しないことになる。例えば、慣性の法則のような自然法則そのものを発見したとしても、それ自体をもって特許法上の「発明」とすることは認められない。この点については、「利用」の要素を伴わない純然たる自然法則そのものを誰かの独占に帰せしめることは過度な独占を許容することになるから妥当でなく、自然法則の「利用」に保護を付与することが多様な技術の進展を促進して産業の発達に寄与（特許法1条）するといえるから、特許法の保護対象となる「発明」の要件として「利用」が含まれることに特段の問題はないであろう。

これに対して、「自然法則」要件は、現代のように多様な技術が進展していなかった19世紀におけるジョセフ・コーラー博士（ドイツ）の学説<sup>2</sup>に基づくものであり、新たな技術や保護の要請等をも斟酌しつつ、その意義を再検討する必要性<sup>3</sup>が認められる。

そこで、本稿においては、特許法が「発明」の要件として定める「自然法則」の意義につき検討する。

1 中山信弘「特許法 第3版」(弘文堂) 94頁～95頁

2 田村善之「特許発明の定義－自然法則の利用の要件の定義－」(法学教室252号) 13頁～18頁。

3 前掲・中山94頁。